
チャリチャリ 地域インフラ投資ファンド

匿名組合契約説明書

(契約締結前交付書面)

2025 年 7 月

営業者: 合同会社ムーバルジェミニ

取扱者: ミュージックセキュリティーズ株式会社

(第二種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1791号)

加入協会: 一般社団法人第二種金融商品取引業協会)



この説明書には、本匿名組合契約を締結する際のリスクや留意点が記載されています。あらかじめこの説明書の内容をよくご確認いただき、本匿名組合契約の特性をご理解のうえお申込みください。

今般のお取引の対象となる金融商品は、商法第 535 条に規定される匿名組合契約に基づく権利です。匿名組合契約とは、当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をして、営業者がその営業から得られる利益を匿名組合員に分配することを約する契約のことをいいます。本匿名組合契約の出資対象事業（本匿名組合事業）は、営業者が行う本動産信託受益権に対する投資を行う事業であり、当該事業の損益に基づいて分配を行います。

本匿名組合契約は、元本の返還や利益の分配を保証するものではなく、元本割れのリスクのある金融商品です。本匿名組合契約を締結するにあたっては、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、ご自身の資力及び投資目的、投資経験に照らして適切と判断する場合にのみ、自己の責任において契約して下さい。

【本匿名組合契約における特に重要な事項】

1. 本匿名組合契約に関しては、申込者に 1 口あたり合計 100,000 円及び銀行振込手数料のご負担をしていただきます。

- ・出資金額 : 100,000 円／口（上限 400 口、上限時出資金額 40,000,000 円）
- ・銀行振込手数料

2. 本匿名組合契約は、申込者が本匿名組合契約の申込みをし、ミュージックセキュリティーズ株式会社（取扱者）の別途指定する方法により出資金の支払いをすること、並びに取扱者が申込者の取引時確認（本人確認）を完了することををもってその効力を生じます。

したがって、出資金が支払われていても取引時確認（本人確認）ができない場合には、申込みがキャンセルされたものとみなす場合があります。この場合、既に支払われた出資金を速やかに返還します。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。なお、いかなる場合にも、出資金に利息は付きません。

なお、本ファンドに申し込むことができるのは個人のみとさせていただきます。法人による申込みは無効とさせていただきます。この場合、既に支払われた出資

金は速やかに返還します。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。

3. 本匿名組合契約に基づく分配金の支払い又は出資金の返還は、会計期間中に生じる本匿名組合事業の損益額を基に算定される分配金の支払い又は本匿名組合契約終了時における出資金の返還のみをもって行われます。したがって、会計期間中に生じる本匿名組合事業の損益額によっては、申込者に支払われる金額の合計額が出資金額を下回り、申込者に損失が発生するおそれがあります。なお、分配金の一部又は全部が元本の一部又は全部の払戻しに相当することがあります。

4. 本匿名組合契約に基づく分配金は、本匿名組合事業の損益額を基に算定されますが、本匿名組合事業について事業計画上の売上を著しく下回った場合や予想外の費用が発生した場合、営業者の資金繰りが悪化した場合や営業者が倒産した場合には、分配金の支払いが遅延し、又は分配金が支払われないこととなるなど価値が大きく失われるリスクがあります。したがって、営業者の業務又は財産の状況の変化により、申込者に損失が発生するおそれがあります。

5. 営業者は、本匿名組合契約に基づく権利の募集又は私募の取扱い等を取扱者に委託しており、出資金及び分配金の支払いは、取扱者を経由して行われます。取扱者は、法令に則り、出資金及び分配金を信託口座にて分別管理しておりますが、取扱者が倒産した場合や業務を停止した場合には、出資金及び分配金の支払いが遅滞し、又はその全部若しくは一部が行われないリスクがあります。したがって、取扱者の業務又は財産の状況の変化により、申込者に損失が発生するおそれがあります。

6. 本匿名組合契約に基づく権利には、取引の参考となる気配及び相場が存在せず、換金性はありません。また、本匿名組合員は、営業者の承諾なしに、本匿名組合契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することはできないため、仮に相対で売買を行ったとしても、その権利の移転は営業者に認められない可能性があります。ただし、本匿名組合員が死亡した場合、本匿名組合員の法定相続人より、相続の事実を営業者又は取扱者に書面にて届けることにより、本匿名組合契約上の地位及び権利義務を承継することができます。

7. 一度成立した本匿名組合契約について、クーリング・オフの場合を除き、契約の取消又は中途での解約はできません。

8. 本匿名組合契約は、申込者が本匿名組合契約の申込みをした日を含めて 8 日以内に取扱者に書面又は電子メールにより解約を申し出た場合であれば、クーリング・オフ（無条件解約）が可能です。その場合、既に支払われた出資金を速やかに返還します。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。（本匿名組合契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 に基づくクーリング・オフの適用はありません。）

書面又は電子メールの宛先は以下の通りです。

・ 送付先住所：〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号 丸の内二丁目ビル 1 階

ミュージックセキュリティーズ株式会社

・ 電子メール：info@musicsecurities.com

9. 本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法上のみなし有価証券ですが、このみなし有価証券については、金融商品取引法上の開示が義務付けられていません。すなわち、本匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利に該当しますが、当該権利の取得勧誘は同法第 23 条の 13 第 4 項に定める少人数向け勧誘に該当しますので、当該取得勧誘に関し同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、またその予定也没有ありません。また、営業者が作成する貸借対照表及び損益計算書については、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けておりません。

10. 申込者との間で成立した本匿名組合契約に係る出資金は、募集期間中であっても、営業者が本匿名組合事業を遂行でき、かつ、本匿名組合事業の遂行のために必要であるという判断を取扱者が下した場合には、営業者の指示により、随時取扱者から営業者へ送金され、本書に記載された資金使途に従い、本匿名組合事業の遂行のため使用されます。したがって、本匿名組合契約が契約期間満了前に終了した場合又は本匿名組合契約が遡って未成立とみなされた場合であっても、既に営業者に送金された出資金がある場合等には、出資金は減額されて返還されるおそれがあります。

11. 本匿名組合契約において、各決算日（通常）において現金分配は行われませんが、各決算日（通常）で利益（雑所得）が確定いたします。このため、2025 年及び 2026 年の各年分について確定申告が必要となる場合があります。

12. 本匿名組合契約に関するその他のリスクにつきましては、この説明書の V. をご確認ください。

13. 本匿名組合事業の損益状況等、本匿名組合事業に係る情報の開示は、取扱者のウェブサイト上、又は取扱者から各本匿名組合員への電子メールにより行われます。本匿名組合契約についてのお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームまでお願いいたします。

【お問い合わせ窓口】

取扱者： <https://www.securite.jp/inquiry>

I. 用語説明

1. アセットマネジメント契約

営業者及びアセットマネージャー間で 2025 年 7 月 25 日付で締結された投資一任契約書をいいます。

2. アセットマネージャー

FGI キャピタル・パートナーズ株式会社（関東財務局長（金商）第 2175 号）又はアセットマネジメント契約におけるその承継人をいいます。

3. 営業者

本匿名組合事業を行う者であり、Ⅱ.本匿名組合契約の概要記載の事業者をいいます。なお、本匿名組合事業に関する意思決定は、営業者の運営体制に基づいて行われます。

4. 会計期間

Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する会計期間のことをいいます。

5. 監査

本匿名組合契約の当事者（本匿名組合員及び営業者）以外の第三者である取扱者が出資金の資金使途及び本匿名組合事業における損益の分配が適正に行われていることを確認する任意監査のことをいいます。したがって、外部（本匿名組合員、営業者及び取扱者以外）の監査法人等が行う外部監査が行われるわけではないことにご留意下さい。

6. 計算期間

直前の決算日（同日を含まない。）から決算日までの期間をいいます。ただし、初回の計算期間は、会計期間開始日からその直後に到来する決算日までをいいます。

7. 決算日

本匿名組合事業に係る決算及び本匿名組合員に対する損益分配の計算を行う基準日として、決算日（通常）及び決算日（臨時）を個別に又は総称していいます。

8. 決算日（通常）

Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する決算日（通常）のことをいいます。

9. 決算日（臨時）

Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する決算日（臨時）のことをいいます。

10. 出資金

本匿名組合契約に基づき、本匿名組合員より本匿名組合事業のために出資される金銭のことをいいます。

11. 出資金募集最大総額

本匿名組合契約が成立し得る上限の金額のことをいい、申込額が当該金額に達した場合には、それ以降の申込みについては本匿名組合契約は成立しません。

12. 出資金募集最低総額

本匿名組合契約が成立し得る下限の金額のことをいい、申込者からの出資金額が当該金額に達しなかった場合には、本匿名組合契約は成立しません。なお、出資金募集最低総額が設定されていない場合には、本匿名組合契約は1口の申込みでも成立します。

13. 匿名組合契約

当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をして、営業者がその営業から得られる利益を匿名組合員に分配することを約する契約のことをいいます（商法第535条）。今回、営業者と本匿名組合員が締結することになる本匿名組合契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約であり、原則として、匿名組合契約に関する商法の規定の適用を受けることになります。

14. 取扱者

本匿名組合員と営業者との間の本匿名組合契約に係る募集又は私募の取扱いを行う者であり、ミュージックセキュリティーズ株式会社（第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1791号）のことをいいます。

15. 分配金額

本匿名組合契約に基づき計算され、本匿名組合員へ分配される金額のことをいいます。

16. 分配日

本匿名組合員が本匿名組合契約の規定に基づき分配金額の支払いを受けることのできる日として、Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する日のことをいいます。

17. 分別管理口座

出資金を、営業者の固有財産その他営業者の行う本匿名組合事業以外の事業に係る財産と分別して管理する目的で開設されたⅡ.本匿名組合契約の概要記載の口座をいいます。

18. 報告日（通常）

営業者が本匿名組合員に対して、その直前の決算日（通常）に係る決算の結果を報告する日として、Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する日のことをいいます。

19. 報告日（臨時）

営業者が本匿名組合員に対して、その直前の決算日（臨時）に係る決算の結果等を報告する日として、Ⅱ.本匿名組合契約の概要に記載する日のことをいいます。

20. 他の匿名組合契約

本匿名組合契約説明書Ⅳ.24. 他の匿名組合契約に定める意味を有します。

21. 募集総口数

本匿名組合契約が成立し得る上限の口数のことをいいます。

22. 本信託契約

三菱 UFJ 信託銀行株式会社とチャリチャリ株式会社との間の 2025 年 7 月 3 日付電動アシスト自転車信託契約書（信託契約番号：250020）をいいます。

23. 本動産信託受益権

本信託契約に基づき設定された信託に係る信託受益権をいいます。

24. 本匿名組合員

本匿名組合契約における匿名組合員であり、本匿名組合契約の申込みをし、本匿名組合契約に係る出資金を支払った者のことをいいます。

25. 本匿名組合契約

営業者と本匿名組合員との間で締結された、この契約のことをいいます。なお、本匿名組合契約の名称はⅡ.本匿名組合契約の概要記載のとおりです。

26. 本匿名組合事業

本匿名組合契約に基づき、営業者が行うⅡ.本匿名組合契約の概要記載の事業のことをいいます。

27. 本ファンド

本優先匿名組合契約に係るファンド（匿名組合）のことをいいます。

28. 本優先匿名組合契約

本匿名組合契約及び他の匿名組合契約を個別に又は総称していいます。

29. 本劣後匿名組合契約

営業者及び劣後匿名組合員との間で締結された 2025 年 9 月 25 日付の劣後匿名組合契約書をいいます。

30. 申込者

営業者との間で、本匿名組合契約の締結を希望する者のことをいいます。

31. 申込上限口数

申込者一人当たりが申し込める口数の上限のことをいい、これを超えた申込みについては本匿名組合契約は成立しません。

32. 優先出資金

本優先匿名組合契約に基づき優先匿名組合員から営業者に払い込まれた出資金の合計額から、返還された出資金額（もしあれば）を控除した金額を個別に又は総称していいます。

33. 優先出資割合

本優先匿名組合契約に基づくすべての優先匿名組合員の出資口数の合計に対する各優先匿名組合員それぞれの出資口数の割合をいいます。

34. 優先匿名組合員

本匿名組合員及び他の匿名組合契約における匿名組合員を個別に又は総称していいます。

35. 優先利益分配額

各優先匿名組合員それぞれについて、自らに係る優先出資金相当額に 2.5% を乗じた金額をいいます。

36. 劣後出資金

本劣後匿名組合契約に基づき劣後匿名組合員から営業者に払い込まれた出資金の合計額から、返還された出資金額（もしあれば）を控除した金額をいいます。

37. 劣後匿名組合員

本劣後匿名組合契約における劣後匿名組合員としての三菱UFJ信託銀行株式会社をいい

ます。

上記の説明は、あくまでも本匿名組合契約上のもので、関係法令、関係業界、その他各業界での慣習や定義と必ずしも一致するものではありません。

II. 本匿名組合契約の概要

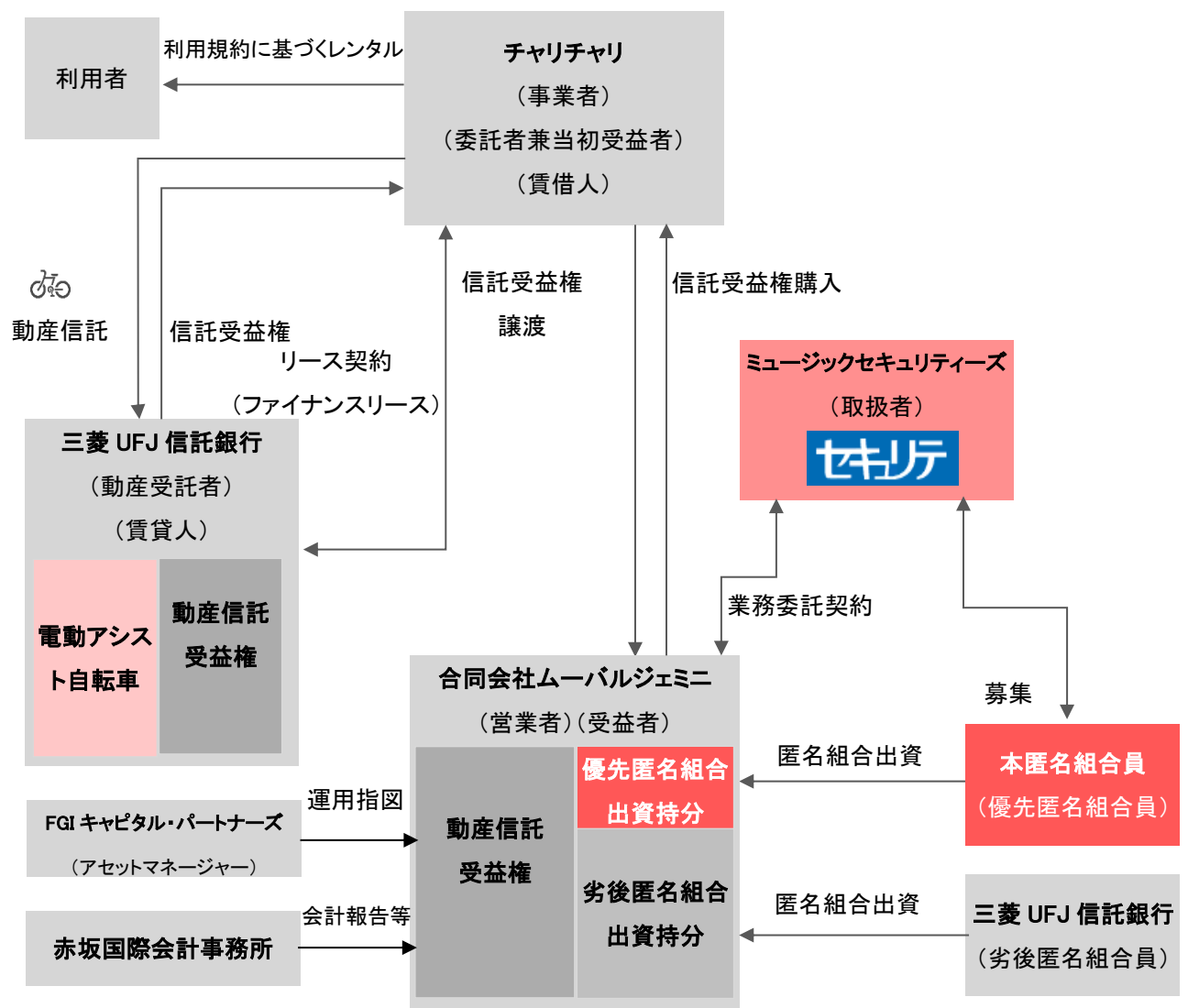
本匿名組合契約名称	チャリチャリ 地域インフラ投資ファンド
営業者	合同会社ムーバルジェミニ
本匿名組合事業	本動産信託受益権に対する投資を行う事業
取扱者	ミュージックセキュリティーズ株式会社 (第二種金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1791号)
出資金募集最大総額	40,000,000円
募集総口数	400口
出資金募集最低総額	100,000円
1口当たり金額	100,000円/口(出資金:100,000円)
1人当たり申込上限口数	400口
募集期間	2025年7月25日～2025年9月4日 (1か月11日間)
会計期間	2025年9月26日から決算日(臨時)までの期間(ただし、初回分配日において償還が完了しなかった場合には、償還が完了した分配日の直前の決算日(通常)までの期間)
分配方法	毎年分配
決算日(通常)	毎年3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日(ただし、初回は2025年12月末日とする。)
決算日(臨時)	2026年9月25日
報告日(通常)	決算日(通常)から60日以内
報告日(臨時)	決算日(臨時)から60日以内
分配日	決算日(臨時)から90日以内(ただし、初回分配日において償還が完了しない場合には、以降3か月毎)
不成立となる条件	・取扱者が営業者に対して出資金を送金する前に、本匿名組合契約が終了した場合 ・募集期間が終了したにもかかわらず、申込者からの出資金額が出資金募集最低総額(100,000円)に満たなかった場合
分別管理口座	三井住友銀行 渋谷支店(東京都渋谷区道玄坂1-2-3) 普通預金 口座番号:8366974 口座名義:合同会社ムーバルジェミニ 匿名組合口

III. 本匿名組合事業の内容

本ファンドの事業の内容は以下の通りです。

1. 本匿名組合事業の内容

本匿名組合の対象事業は、II. 本匿名組合契約の概要記載の事業のことであり、以下のスキームに基づき、本匿名組合事業の成果をもって、損益の分配及び出資金の返還を行います。



本匿名組合契約の締結に際し、チャリチャリ株式会社は電動アシスト自転車を三菱UFJ信託銀行株式会社に信託し、電動アシスト自転車を信託財産とする本動産信託受益権を営業者である合同会社ムーバルジェミニに譲渡することにより、営業者は本動産信託受益権を

取得、保有します。本匿名組合員からの出資金は営業者が電動アシスト自転車を信託財産とする本動産信託受益権を購入するために使用されます。

さらに本匿名組合契約の他に営業者は三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で別途匿名組合契約を締結し、三菱 UFJ 信託銀行株式会社からの出資金も本動産信託受益権を取得するために使用されるため、本匿名組合契約締結時点での営業者における資金調達と運用は下記の通りとなります。

運用		調達	
項目	金額	項目	金額
本動産信託受益権の取得	209,000,000円	本匿名組合員による出資金	最大40,000,000円
営業者において留保	1,000,000円	三菱UFJ信託銀行による出資金	170,000,000円 (但し、本匿名組合員による出資金の総額が40,000,000円に満たない時は、40,000,000円と実際の出資金総額との差額が加算される)
合計	210,000,000円	合計	210,000,000円

信託財産である電動アシスト自転車は、信託受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社とチャリチャリ株式会社が締結するリース契約（期間 5 年）に基づき、三菱 UFJ 信託銀行株式会社からチャリチャリ株式会社に対してリースされますが、信託期間中に支払われるリース料（月次 60 回払い）の総額は、本動産信託受益権の取得金額 209, 000, 000 円（信託設定時点における本動産信託受益権の元本金額に同じ）を上回るように設定されています。三菱 UFJ 信託銀行株式会社は受領したリース料を元に本動産信託受益権の受益者（営業者）へ本動産信託受益権の配当金及び元本を交付します。営業者は受領した配当金及び元本を元に本匿名組合員へ本匿名組合事業における利益の分配及び出資金の返還を行います。

本匿名組合員に対する分配金額の支払い蓋然性を高めるため以下仕組みを採用しております。

優先劣後構造

本匿名組合員は優先匿名組合員、三菱 UFJ 信託銀行株式会社は劣後匿名組合員となります。優先匿名組合員は劣後匿名組合員より優先して本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われます。

動産による資金回収

チャリチャリ株式会社が支払不能に陥った場合や、同社に対して破産、会社更生、民事再生などの各種法的倒産手続きの申し立てがなされた場合には、申し立て等がなされてから 30 日以内に、本動産信託受益権の受益者（営業者）である合同会社ムーバルジェミニが本動産信託受益権の受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社に信託財産である電動アシスト自転車の売却等の方法を指図します。指図に基づき受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社は換価処分等を行い、売却代金をもって本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還を行います。その際の分配金額の支払い、又は出資金の返還も本匿名組合員（優先匿名組合員）は劣後匿名組合員より優先して行われます。

2. 営業者の概要

本匿名組合事業を行う営業者の概要は、次のとおりです（本書作成日の前月末日現在）。

商号	合同会社ムーバルジェミニ
所在地	東京都港区元赤坂一丁目1番7-1209号株式会社赤坂国際会計内
事業内容	動産の取得、保有、処分、賃貸及び管理 動産の信託受益権の取得、保有及び処分等
設立日	2025年5月28日
代表者	一般社団法人ムーバルジェミニ
決算日	12月31日

なお、本動産信託受益権の譲渡者であるチャリチャリ株式会社の概要は次のとおりです。

商号	チャリチャリ株式会社
所在地	福岡市中央区長浜 一丁目 1 番 34 号
事業内容	サイクルシェアリング事業
設立日	2019年7月26日
代表者	家本 賢太郎
決算日	12月31日

3. 資金使途

本ファンドの資金は、以下の内容にて使わせていただきます。

【営業者】

本ファンド資金は、営業者がチャリチャリ株式会社から本動産信託受益権を取得するために使用されます。

項 目	金 額
本動産信託受益権取得資金	40,000,000円
合 計	40,000,000円

(注 1) 上記の金額はあくまでも見込みであり、本匿名組合契約の成立金額により、変更の可能性あります。

(注 2) 出資金の資金使途については、取扱者による監査が行われます。

(注 3) 上記の金額に加え劣後匿名組合員である三菱 UFJ 信託銀行株式会社からの出資金も本動産信託受益権を取得するために使用されるため、営業者における本動産信託受益権の取得金額は全体で 209,000,000 円です。

【チャリチャリ株式会社】

チャリチャリ株式会社は、営業者に本動産信託受益権を譲渡した資金を用いて、電動アシスト自転車を購入します。

項 目	金 額
電動アシスト自転車取得資金	40,000,000円
合 計	40,000,000円

(注 1) 今回チャリチャリ株式会社は全体で 1100 台の電動アシスト自転車を購入し、購入金額は 209,000,000 円（税抜）です。

4. 今後の事業計画

営業者及びチャリチャリ株式会社の今後の事業計画は以下のとおりです。ただし、営業者、チャリチャリ株式会社及び取扱者は、本事業計画を保証するものではなく、本匿名組合員に対し、分配金額の支払い又は出資金の返還を保証するものでもありません。

(1) 事業計画について

【営業者】

本匿名組合事業は営業者による本動産信託受益権に対する投資です。2026 年 9 月までに生じる本匿名組合事業における損益（収益－費用）並びに本動産信託受益権の元本償還として交付される金銭は以下の通りであり、2026 年 9 月までに分配金額を確保できる見込みです（実際の分配は 2026 年 9 月 25 日（決算日（臨時））から 90 日以内に行われます。）。

項目	内訳	金額	備考
a 収益	本動産信託受益権の配当金	¥7,674,458	チャリチャリ社からのリース料収入のうち収益部分 ¥9,593,100円 - 本動産信託における信託報酬（税込） ¥1,918,642。信託報酬は前月初における本動産信託受益権の元本金額 × 1.0% ÷ 12（毎月収受）
b 費用	取扱者に対する委託手数料（税込）	¥400,000	優先出資金 ¥40,000,000 × 1%
	アセットマネージャーに対する報酬（税抜）①	¥1,050,000	優先出資金と劣後出資金の合計額 ¥210,000,000 × 0.5%/年
	本匿名組合事業に関するその他費用（税抜）②	¥2,811,400	本匿名組合事業に係る会計費用、送金手数料
	仮払消費税	¥386,140	上記①②の費用に係る消費税
	営業者報酬（非課税）	¥200,000	営業者に対する報酬
c 損益（a-b）		¥2,826,918	
d 本動産信託受益権の元本償還		¥37,728,900	チャリチャリ社からのリース料収入のうち元本部分
e 営業者における留保金		¥1,000,000	
f 本匿名組合員（優先匿名組合員）に対する分配金額の原資（c+d+e）		¥41,555,818	本匿名組合員（優先匿名組合員）に対する分配金額の合計は最大で ¥41,000,000(源泉徴収前)

（注１）2026年9月までに上記に記載した以外の費用が発生する見込みはありませんが、発生した場合には、本匿名組合員への分配金額が減少する可能性があります。

ただし、その場合においても、チャリチャリ株式会社による三菱UFJ信託銀行株式会社へのリース料の支払が引き続き予定通り行われる限りにおいて（リース契約の残存期間は4年）、以降3か月毎に、優先利益分配額及び優先出資金に達するまで分配が行われます。

【チャリチャリ株式会社】

チャリチャリ株式会社の今後の事業計画は以下のとおりです。本匿名組合事業の収益は、チャリチャリ株式会社の事業計画の達成度如何によって影響を受けるものではありませんが、実績が事業計画を著しく下回った場合には、チャリチャリ株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へのリース料の支払を行えず、営業者から本匿名組合員への分配を予定通り行えない可能性があります。

(単位：百万円)

	2022/12期 実績	2023/12期 実績	2024/12期 実績
売上高	410	726	1,179
営業利益	▲ 157	▲ 36	44
当期純利益	▲ 159	▲ 30	57

2025/12期 計画	2026/12期 計画*
1,591	2,007
100	355
186	571

(*7/25時点)

純資産	▲ 61	▲ 10	46
-----	------	------	----

ライド数 (千回)	5,879	7,399	9,672
ポート数	972	1,335	1,764

(2) 事業計画上の実現施策（運営の方針）について

チャリチャリ株式会社は設立 6 年目の会社です。創業以来、サイクルシェアリング事業及びそれに付随する業務を行い、実績を積み上げてきました。今後は以下の施策の実進を進めることで、事業計画の達成を図ります。なお、本匿名組合事業において、営業者から本匿名組合員への分配原資は、三菱 UFJ 信託銀行株式会社がチャリチャリ株式会社から受領する電動アシスト自転車のリース料であり、チャリチャリ株式会社の事業計画の達成度如何によって影響を受けるものではありませんが、チャリチャリ株式会社の業績が事業計画を著しく下回った場合には、チャリチャリ株式会社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社へリース料の支払を行えず、営業者から本匿名組合員への分配を予定通り行えない可能性があります。

a. 自転車の調達

チャリチャリ株式会社は従前よりサイクルシェアリング事業を行っており、既にサービスに必要な自転車等の仕入先を有しております。

b. サイクルシェアリングサービスの提供

チャリチャリ株式会社は従前よりサイクルシェアリング事業の提供を行っており、既にノウハウを有しております。今後は、利用頻度の高い場所に多くの電動アシスト自転車を設置し投入車体数を増やすこと、また、自転車のメンテナンス体制を充実させ利用可能率（＝利用可能台数÷投入車体数）を向上させることで、売上の拡大を図ります。

5. 分配金額のシミュレーション

本匿名組合契約における 1 口あたりの金銭による分配金額のシミュレーションは以下のとおりです。なお、シミュレーションの目的は、本匿名組合事業の利益に応じた分配金額を予想することにあります。本匿名組合員に対し、利益の分配や元本の返済を保証するものではありません。

なお、本匿名組合員に対する出資 1 口あたり分配金額は、IV.9.に記載の方法により計算さ

れます。

(1口100,000円の出資の場合)

1年間	1口 分配金額	内、出資金額	償還率	源泉徴収後 1口 分配金額	源泉徴収後 償還率
分配日	¥102,500	¥100,000	102.5%	¥101,990	102.0%

(注1) III. 本匿名組合事業の内容 4. 今後の事業計画(1) 事業計画についての箇所に記載の営業者の事業計画を前提としております。同事業計画において記載した以外の費用が発生する見込みはありませんが、その他費用が発生した場合には、本匿名組合員への分配は減少します。ただし、その場合においてもチャリチャリ株式会社による三菱UFJ信託銀行株式会社へのリース料の支払が引き続き予定通り行われる限りにおいて（リース契約の残存期間は4年）、以降の決算日までに生じる本匿名組合事業における利益並びに本動産信託受益権の元本償還として交付される金銭から、優先利益分配額及び優先出資金に達するまで分配が行われます（当該決算日に応答する分配日に分配されます。）。

(注2) 本匿名組合員への分配について、利益が生じた場合は当該利益の額に対して20.42%（復興特別所得税0.42%を含みます。）の源泉税徴収が行われます。将来税率が変更された場合には、変更後の税率により計算が行われます。

6. 営業者の財務状況、事業計画の内容、資金使途等の審査に関する事項

取扱者は、営業者から入手した資料の調査や関係者へのヒアリング等を行い、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第19条に基づき、同条に定められた審査項目（事業等の実在性、資金調達者としての適格性、財政状態及び経営成績、事業等の計画及び見通し、事業等のリスクに関する検討、調達資金の額及びその使途、営業者と取扱者との間の利害関係の状況、経理の状況（分別管理の状況を含む。）、過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況、適切な情報提供を行う体制、その他必要と認める事項）について審査を行い、本匿名組合契約の募集の適切性について検討しました。

(1) 過去の実績について

【営業者】

営業者は、設立1期目であり、過去の実績はありません。

【チャリチャリ株式会社】

チャリチャリ株式会社は、過去３期間において税務申告書の決算書上、３期前及び２期前は営業損失、前期は営業利益を計上しており、３期前及び２期前は当期純損失、前期は当期純利益を計上しております。また、３期前及び２期前は債務超過の状態でしたが、前期は債務超過の状態ではなく、募集開始日現在、借入金は約定に従い元利金を支払っています。

(2) 今後の事業計画について

事業計画は４記載の通りであり、一定の合理的根拠に基づき作成されたものであることを確認しました。

(3) 資金繰り及び資金使途の調査

営業者及びチャリチャリ株式会社の資金繰りの状況を調査した結果、本匿名組合契約期間における事業計画上の資金繰りについて重大な問題が発生する可能性は低いと判断でき、営業者が調達する資金の出資金募集最大総額、出資金募集最低総額及び資金使途はそれぞれ適当と判断できます。

ただし、営業者又はチャリチャリ株式会社の収益が事業計画売上を著しく下回った場合、予想外のコストが生じた場合、現時点で想定していない事態が生じた場合等には、資金繰りが悪化する可能性があります。

(4) その他

営業者及びチャリチャリ株式会社は適切な分別管理体制、情報提供を行う体制を整備し、資金調達者としての適格性に問題はありません。また、営業者と取扱者及びチャリチャリ株式会社との間に利害関係（資本関係、役員派遣関係等）はありません。

ご出資をご検討される皆さまにおかれましては、上記の事業計画の状況等により出資金全額が返還されないリスクについて重々ご理解を頂いた上で、ご負担頂ける範囲でのご出資として下さい。

IV. 本匿名組合契約の内容

1. 目的

本匿名組合契約の目的は、本匿名組合員が、営業者の営む本匿名組合事業のために出資を行い、営業者が、本匿名組合事業から得られる損益を本匿名組合員に分配することです。

2. 契約の成立

(1) 本匿名組合契約は、申込者が本匿名組合契約の申込みをし、取扱者の別途指定する方法により出資金の支払いをすること、並びに取扱者が申込者の取引時確認（本人確認）を完了することをもって、その効力を生じます。ただし、Ⅱ.本匿名組合契約の概要記載の不成立となる条件に該当した場合は、本匿名組合契約は遡って未成立とみなし、既に支払われた出資金は速やかに返還し、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。

(2) 本匿名組合契約は申込口数に応じて成立します。ただし、申込上限口数を超えた部分については、本匿名組合契約は成立しません。

(3) なお、本匿名組合契約に係る出資金は、募集期間中であっても、営業者が本匿名組合事業を遂行でき、かつ、本匿名組合事業の遂行のために必要であるという判断を取扱者が下した場合には、営業者の指示により、随時取扱者から営業者へ送金され、資金使途に従い、本匿名組合事業の遂行のため使用されます。

3. 契約期間

本匿名組合契約の契約期間は以下のとおりです。

契約期間：本匿名組合契約成立日から①本匿名組合契約に基づく出資金及び優先利益分配額の全額の償還が完了した日又は②本信託契約に定める信託期間満了日のうちいずれか早い方の日

4. 営業者による事業の遂行

営業者は、本匿名組合事業を善良なる管理者の注意をもって遂行し、契約期間終了日まで本匿名組合事業を実施し継続するよう努めるほか、本匿名組合事業の成功に向けて商業上合理的に要求される努力を行うものとします。ただし、営業者は、本匿名組合事業の成功について、明示又は黙示を問わず、何らの保証をするものではなく、本匿名組合員は自らの判断と責任に基づき出資を行ったことを確認します。

5. 組合財産の帰属及び本匿名組合員の責任等

(1) 本匿名組合事業に関して営業者が取得した権利及び組合財産は、営業者に帰属し、本匿名組合員には帰属しません。

(2) 本匿名組合契約において明記される場合を除き、営業者は、本匿名組合員に対して出資金の返還を保証する義務を負いません。

(3) 本匿名組合員の損失は、出資金を限度とします。本匿名組合員は、営業者に対して、出資金を除き、出資金、費用、損失の分担、その他名目の如何を問わず、追加の金員を交付する義務を一切負いません。ただし、本匿名組合員による本匿名組合契約の違反により支払うべき損害賠償については、この限りではありません。

(4) 本匿名組合員は、本匿名組合事業の取引先に対して、一切の責任を負いません。

6. 本匿名組合契約に係る財産の管理方法

営業者は、善良なる管理者の注意義務をもって誠実かつ忠実に本匿名組合契約に係る財産の管理に努めます。また、営業者は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。）第 42 条の 4 に規定される方法に準ずる方法及び（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含む。）第 125 条に規定される方法により、本匿名組合事業に関し営業者が保有する一切の資産と自己の固有財産及び他の運用財産（金融商品取引法第 35 条第 1 項第 15 号に規定する運用財産をいいます。以下同じです。）を分別して管理し、かかる分別管理をアセットマネージャーをして監督させるものとします。

7. 会計書類の作成・保持

営業者は、本匿名組合事業に関連するすべての取引について、一般に公正妥当と認められる会計基準等に従い、適切な会計帳簿を作成し、これを保持するものとします。

8. 決算

営業者は、各決算日（通常）に本匿名組合事業に係る決算を行い、報告日（通常）に取扱者のウェブサイト上の出資者限定ページを通じて優先匿名組合損益分配通知書及び現金分配通知書を本匿名組合員に提供します。また、営業者は、決算日（臨時）時点における以下の内容を記載した報告書を作成し、報告日（臨時）に取扱者のウェブサイト上の出資者限定ページを通じて本匿名組合員に提供します（ただし、初回分配日において償還が完了しなかった場合には、初回分配日以降償還が完了するまでの毎年 6 月末日の決算日（通常）及び償還が完了した分配日の直前の決算日（通常）について、同様とします。）。なお、出資金の使途及び分配金額については取扱者による監査が行われます。報告書に関しては万全を期しておりますが、内容を修正することがあります。

- ・ 情報提供の対象期間（会計期間）
- ・ 決算日（臨時）時点における出資対象事業の動向（対象期間以前の動向を含みます。）
- ・ 対象期間中の出資対象事業の経過及び出資金の使途
- ・ 対象期間における分配金の状況（分配金の有無、分配金の額、1 口あたりの分配金額）
- ・ 決算日（臨時）時点における本ファンドの財務情報（貸借対照表及び損益計算書に記載された情報のうち主な経営又は財務指標となるものをいいます。以下同じです。）
- ・ 営業者及びチャリチャリ株式会社の直近の決算期における財務情報
- ・ 本ファンドの貸借対照表及び損益計算書が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合には、当該監査に係る監査報告書の写し
- ・ 決算日（臨時）における分別金の額及び分別管理の方法（金融商品取引業等に関する内閣府令第 125 条第 2 号に掲げる方法をいいます。）

・事業計画の大幅な修正、事業者の財務状況の著しい悪化等、出資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因

9. 営業者による損益分配

(1) 各計算期間中の本事業の損益は、以下の計算式により算定します（かかる計算の結果が正の値の場合を利益とし、負の値となる場合を損失とします。）。

（計算式）

本匿名組合事業の収益－本匿名組合事業の費用

本匿名組合事業の収益は、主として営業者に生じた以下のものから構成されますが、これらに限らないものとします。

- ・本匿名組合事業から生ずる配当金・分配金等（疑義を避けるために付言すると、本動産信託受益権の元本の償還として交付された金銭は含まれません。）
- ・本匿名組合事業から生ずる売却益
- ・本匿名組合事業に関するその他の収益金

本匿名組合事業の費用は、主として営業者に生じた以下のものから構成されますが、これらに限らないものとします。

- ・本匿名組合事業を行うために必要な業務のうち、優先匿名組合契約の運営・監査・各優先匿名組合員への IR に関する業務を営業者が取扱者に委託する手数料（優先出資金の 1%／年（税込）とします。）
- ・オペレーションコスト及び営業者清算費用
- ・本匿名組合事業から生じる売却損失
- ・租税公課
- ・受益者としての営業者が本信託契約に基づき負担すべき諸費用
- ・営業者及びアセットマネージャーに対する報酬
- ・本匿名組合事業に関するその他の費用（公認会計士費用、弁護士費用、事務委託費用等を含みますが、これに限らないものとします。）

(2) 各計算期間における上記の計算結果として損失（以下「当期損失」といいます。）が発生した場合には、営業者は、当該計算期間に係る決算日において、以下の順に従い当期損失を分配します。

- ① 劣後出資金（ただし、当該日に既に劣後匿名組合員が負担している損失がある場合は当該損失の累計額を控除した金額とします。）の額に満つるまで、劣後匿名組合員に当期損失を分配し、これを累計します（かかる累計額の残額（ただし、次

項に基づき、以降の当期利益によって充当された額を除きます。)を以下「劣後損失累計額」といいます。)。ただし、当期損失の分配にあたり、劣後匿名組合員の劣後出資金の減額はしないものとします。また、劣後匿名組合員は損失累計額が劣後出資金額に達するまでを限度として本事業の損失を負担すれば足りるものとします。

- ② 当該損失が本項①の定めに従い劣後匿名組合員に分配した損失額を超過する場合には、優先匿名組合員の優先出資金（ただし、当該日に既に優先匿名組合員が負担している損失がある場合は当該損失の累計額を控除した金額とします。）の額に満つるまで、当該超過する損失の額に優先出資割合を乗じた額の損失を各優先匿名組合員にそれぞれ分配し、これを累計します（かかる累計額の残額（ただし、次項に基づき、以降の当期利益によって充当された額を除きます。）を以下、個別に又は総称して「優先損失累計額」といいます。)。ただし、当期損失の分配にあたり、各優先匿名組合員の優先出資金の減額はしないものとします。また、各優先匿名組合員は損失累計額が自らの優先出資金額に達するまでを限度として本事業の損失を負担すれば足りるものとします。
- ③ 当該計算期間中に生じた損失が本項①及び②の定めに従い分配された損失額を超過する場合には、当該超過する損失の全額を営業者に分配します。

(3) 各計算期間における上記の計算結果として利益（以下「当期利益」といいます。）が発生した場合には、営業者は、当該計算期間に係る決算日において、以下の順に従い当期利益を分配します。

- ① 前項③に定める営業者が負担する損失の累計額（本項に基づき、以降の当期利益によって充当された額を除きます。）がある場合にはまずかかる損失の累計額に達するまで当該利益をもって、営業者の当該損失の累計額に充当します。
- ② 前項②に定める優先損失累計額がある場合には、優先損失累計額に達するまで当該利益の残額に優先出資割合を乗じた額をもって、各優先匿名組合員の優先損失累計額に充当します。
- ③ 前項①に定める劣後損失累計額がある場合には、劣後損失累計額に達するまで当該利益の残額をもって、劣後匿名組合員の劣後損失累計額に充当します。
- ④ 各優先匿名組合員の優先利益分配額（ただし、本④に基づき、直前の計算期間に係る決算日までに分配された金額を控除します。）に達するまで、本項①ないし③の分配後の利益の残額を各優先匿名組合員に分配します。
- ⑤ 本項①ないし④の分配後の利益の残額を劣後匿名組合員に分配します。
- ⑥ 本項①ないし⑤の分配後の利益の残額を営業者に分配します。

10. 分配金の支払い

- (1) 営業者は、各分配日において、当該分配日の直前（当該分配日と同日である場合を含みます。）における本動産信託受益権の配当受領後の分別管理口座の残高から営業者が合理的に必要と認める留保額（運転資金を含むが、これに限られません。）を控除した残額を、本匿名組合員に対して支払うものとします（ただし、次項に定める利益合計額及び未償還の出資金の合計額を上限とします。）。
- (2) 前項に基づく支払は、上記 9. に従った損益の分配に相当する金銭として、本匿名組合員に支払われるものであり、ある分配日に本匿名組合員に対して支払われた金員が(i)当該分配日の直前（同日を含みます。）の決算日において上記 9.(3)④に従って本匿名組合員に分配された利益及び(ii)当該決算日より前に到来する各決算日において、本匿名組合員に対して分配された利益の合計額から、当該分配日より前に到来する各分配日において本匿名組合員に対して実際に分配された金額（本項に従い出資金の返還とみなされた金額を除きます。）を控除した金額の合計額（本条において「利益合計額」といいます。）を上回ることとなった場合には、当該超過額は出資金の一部又は全部の払戻しがあつたものとみなします。
- (3) 営業者が本匿名組合員に支払う分配金については、取扱者が本匿名組合員を代理して受領します。取扱者は、法令に則り、当該分配金を信託口座にて受領し、分別管理を行います。本匿名組合員は、分配日以降、当該分別管理されている金額につき、自己の銀行口座へ送金すること、又は取扱者が募集若しくは私募の取扱いを行う別の匿名組合契約への出資金又は取扱者が販売する物品の購入代金に充当することを、取扱者に対して指示することができます。なお、銀行口座への送金を指示した場合における振込手数料は、本匿名組合員の負担となります。分別管理されている金額に利息は付きません。

11. 契約期間満了前の契約の終了

商法第 541 条の規定にかかわらず、本匿名組合契約は、本匿名組合契約において明記される場合を除き、以下の場合には、契約期間の満了前であっても直ちに終了します。その場合、営業者は、終了の理由を各本匿名組合員に対して通知します。

- (1) 事由の如何を問わず、営業者において、本匿名組合事業の実施又は継続が不適当又は不可能であると判断し、これを営業者より本匿名組合員に通知した場合。
- (2) 営業者について支払いの停止があり、又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算などの各手続きの申立てがあつた場合。
- (3) 営業者が差押、仮差押、滞納処分による差押を受けた場合。
- (4) 営業者が、本匿名組合契約に基づき本匿名組合員に対して支払義務を負う分配金額について、分配日の翌々月末日までに取扱者に送金しなかった場合。

12. 契約期間満了前の契約終了時の出資金の返還

契約期間の満了前に本匿名組合契約が終了した場合、本匿名組合契約の定めに従い、出資金が本匿名組合員に返還されます。

13. 反社会的勢力の排除

(1) 営業者及び本匿名組合員は、相互に、本匿名組合契約成立日において、暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じです。）又は次のアないしオのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 営業者及び本匿名組合員は、相互に、自ら又は第三者を利用して、次のアないしオのいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他上記アないしエに準ずる行為

(3) 営業者及び本匿名組合員は、相手方が暴力団員等若しくは上記(1)アないしオのいずれかに該当し、若しくは上記(2)アないしオのいずれかに該当する行為をし、又は上記(1)の規定に基づく表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら催告することなく、本匿名組合契約を解除することができるものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとします。

(4) 上記(3)の規定により本匿名組合契約が解除された場合、出資金は本匿名組合員に返還されますが、既に支出した費用がある場合には、出資金は減額されて返還されることとなります。ただし、本匿名組合員が本匿名組合契約を解除した場合には、営業者は、本匿名組合員の出資金を全額返還します。

(5) 上記(3)の規定により本匿名組合契約が解除された場合、本匿名組合契約を解除された当事者に損害が生じたとしても、当該当事者は相手方に何らの請求をしないものとします。また、相手方に損害が生じた場合は、当該当事者がその損害を賠償するものとします。

14. 営業者による表明及び保証

営業者は、本匿名組合員に対して、本匿名組合契約成立日において、本書に記載された重要な事項について虚偽の表示がなく、また、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けていないことを表明し保証します。

15. 本匿名組合契約の違反に関する事項

営業者及び本匿名組合員は、相手方が本匿名組合契約に違反（相手方による表明保証が真実でないことが判明した場合を含みます。）し、その違反により損害を被ったときは、その損害額について賠償を求めることができます。

16. 遅延損害金

営業者が本匿名組合契約に基づく分配金額その他の金銭の支払いを怠った場合には、支払期限の翌日から完済にいたるまで、年3%の割合による遅延損害金を本匿名組合員に対して支払います。その後、営業者が債務の一部の支払いを行う場合には、営業者は充当の順序方法を指定することができるものとし、本匿名組合員はこれに予め承諾します。

17. 検査権及び解除権の不行使

本匿名組合員は、商法第539条第1項に定める財産等の検査権及び商法第540条第2項に定める匿名組合契約の解除権を行使しないものとします。そのため、本匿名組合員は、本匿名組合事業に係る財産に対する監視権を有しません。

18. 無断の複写・転用・転載の禁止

本匿名組合員が、本匿名組合員たる地位に基づき入手した営業者に関する情報（財務数値、文章、映像、写真等、営業者から提供された一切の情報）について、無断で複写・転用・転載をすることを禁止します。当該情報には営業者の機密情報が含まれており、ブログやSNS等で一般公開することで営業者の経営に悪影響をもたらす可能性等があるためです。本条項に違反した場合、営業者から本匿名組合員に対し損害賠償請求がなされる可能性があります。

19. 個人情報の管理に関する事項

営業者は善良な管理者の注意義務をもって誠実かつ忠実に本匿名組合員に係る個人情報の管理に努めます。

20. 競業

本匿名組合員は、営業者が本匿名組合事業と類似し、競合し得る事業を営むことを承諾します。

21. 本匿名組合員たる地位等の譲渡に関する事項

(1) 本匿名組合員は、営業者の承諾なしに、本匿名組合契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡することはできません。ただし、本匿名組合員が死亡した場合、本匿名組合員の法定相続人より、相続の事実を営業者又は取扱者に書面にて届け出ることにより、本匿名組合契約上の地位及び権利義務を承継することができます。

(2) 上記 11.(1)の規定にかかわらず、本匿名組合事業の実施又は継続が困難になった場合、営業者の合理的判断により、第三者に営業者の地位を譲渡し、当該第三者が本匿名組合事業を実施又は継続することができるものとします。この場合、本匿名組合員は営業者による地位の譲渡について、予め異議なく承諾します。

(3) 営業者は、合併、会社分割、事業譲渡その他の手法により営業者の資産のすべて又は大部分を第三者に譲渡することとなった場合、本匿名組合員に対して通知を行うとともに、当該第三者をして、本匿名組合契約上の地位及び権利義務その他本匿名組合事業に係る契約上の地位及び権利義務のすべてを承継させるものとします。この場合、本匿名組合員は営業者による本匿名組合契約上の地位及び権利義務の譲渡について、予め異議なく承諾します。

(4) 取扱者が支払不能に陥り、又は破産、会社更生、民事再生、特別清算若しくはこれらに類似する手続きの申立てがなされた場合など、本匿名組合契約の取扱又は運営の継続が困難になった場合、取扱者と同等以上の業務遂行が可能な第三者に取扱者の地位が譲渡される場合があります。この場合、本匿名組合員は取扱者による地位の譲渡について、予め異議なく承諾します。

22. 担保権等の設定の禁止

本匿名組合員は、本匿名組合員たる地位に担保等の一切の権利を設定することができません。

23. 修正・変更

(1) 本匿名組合契約の条項は、本匿名組合契約において明記される場合を除き、営業者及び本匿名組合員の合意によってのみ修正又は変更されるものとします。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、明らかな誤記の訂正、形式面の変更等、本匿名組合員にとって条件が不利とならない修正又は変更については、営業者及び取扱者の協議の上、修正又は変更ができるものとします。かかる修正又は変更にあたっては、営業者又は取扱者は、その理由を明らかにした上で、修正又は変更後の内容を各本匿名組合員に対して通知します。この場合、本匿名組合員は当該修正又は変更について、予め異議なく承諾します。

24. 他の匿名組合契約

営業者は、本匿名組合員以外の複数の者との間で、個別に本匿名組合契約と同一の内容の匿

名組合契約（以下「他の匿名組合契約」といいます。）を締結することがあります。ただし、他の匿名組合契約は、本匿名組合契約と完全に独立するものであり、本匿名組合契約の有効性及び営業者と本匿名組合員との関係に何ら影響を及ぼさないものとします。

25. アセットマネジメント契約

(1) 営業者及び本匿名組合員は、営業者が、本事業のうち、本匿名組合契約に基づく出資金の運用を行う権限の全部を、営業者とアセットマネージャーとの間におけるアセットマネジメント契約に基づき、アセットマネージャーに委託することを確認します。アセットマネジメント契約の概要については、別紙のとおりです。

(2) 営業者は、アセットマネジメント契約に基づくアセットマネージャーの報酬を本匿名組合契約に基づく出資金、他の匿名組合契約に基づく優先出資金及び本劣後匿名組合契約に基づく劣後出資金又は本匿名組合事業の収益から支払い、その報酬額は別紙のとおりとします。

(3) 営業者は、アセットマネージャーをして、法令の規定及び本匿名組合契約の趣旨に従い、アセットマネジメント契約に定めるアセットマネジメント業務を本匿名組合員に対し善良なる管理者の注意をもって、かつ、本匿名組合員のために忠実に遂行させるものとし、営業者はアセットマネジメント契約にこれを確保するための規定を設けるほか、これを確保するために必要な行為を行うものとします。

(4) 営業者は、アセットマネージャーをして、金融商品取引業等に関する内閣府令第128条第1号若しくは第3号又は第129条第1項第1号若しくは第6号に掲げる行為に該当するものを除き、個別の取引毎に本匿名組合員に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明を行わせ、本匿名組合員の同意を得なければ自己、その他取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産との間における取引を行うことを内容とした運用を行うことができないこととさせるものとし、営業者はアセットマネジメント契約にこれを確保するための規定を設け、その他これを確保するために必要な行為を行うものとします。

(5) 営業者及び本匿名組合員は、アセットマネージャーが、本匿名組合契約の成立前に、営業者に関する金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号。その後の改正を含む。）第16条第1項第10号ホに定める事項を所管金融庁長官等に届け出ていることを確認し、当該各事項に変更があった時には、営業者は、アセットマネージャーをして、遅滞なく、その旨を所管金融庁長官等に届け出させるものとします。

26. 強制執行申立権、破産申立権等の放棄

(1) 本匿名組合員は営業者のすべての財産について、自己の債権の満足のために強制執行及び保全処分を行うことができず、かつ、強制執行及び保全命令を申し立てる権利をあらかじめ放棄します。

(2) 本匿名組合員は、営業者に対する破産手続の開始、再生手続の開始その他の倒産手続（日

本国外における同様の手続を含む。)の開始の申立て及び今後立法される倒産手続の開始の申立ての権利をあらかじめ放棄します。

(3) 本条の規定は、本匿名組合契約の終了後においてもその効力を維持するものとします。

27. 準拠法及び管轄

本匿名組合契約は日本法に準拠し、本匿名組合契約に基づく紛争を裁判手続によって解決する場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

V. 本匿名組合契約に関するリスク

本ファンドに係る匿名組合契約の締結については、本書冒頭の【本匿名組合契約における特に重要な事項】に記載されたリスクのほか、以下のようなリスクがあります。

1. 債務超過のリスク

営業者は設立1期目であり、過去の決算書はありませんが、今後、債務超過に陥った場合には、次のような不利益を被るリスクがあります。まず、債務超過の営業者は新規の借入ができない可能性があります。また、取引先との取引継続に支障が生じる可能性があります。次に、債務超過は、営業者の破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の各手続きの開始原因であり、営業者についてこれらの手続きの申立てがあると、本匿名組合契約は直ちに終了します。さらに、債務超過の場合、営業者の資産に対して債権者による仮差押命令が発令される可能性が高くなります。仮差押命令が発令された場合、取引先との取引に支障が生じたり、金融機関からの借入等に関して、期限の利益が喪失する等により、支払不能となり事業継続に支障をきたす可能性があります。また、仮差押命令が発令されると、本匿名組合契約は直ちに終了します。いずれの場合にも、出資金の全部が返還されないリスクがあります。

2. 営業者の倒産に関するリスク

今後の事業の状況如何によっては、営業者が支払不能に陥り、又は営業者に対して破産、会社更生、民事再生などの各種法的倒産手続きの申立てがなされる可能性等があり、これらに該当することとなった場合には、本匿名組合事業における損益金額により分配金額が発生していたとしても、本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われないリスクがあります。本匿名組合員が営業者に対して有する支払請求権（出資金返還請求権及び利益分配請求権をいいます。以下同じです。）には、何ら担保が付されていません。また、営業者が破産等の法的倒産手続きに移行した場合には、本匿名組合員が営業者に対して有する支払請求権は、他の優先する債権に劣後して取り扱われます。そのため、法的倒産

手続きの中で、他の優先する債権については支払いがなされ、回収が図られた場合であっても、本匿名組合員が有する支払請求権については一切支払いがなされないリスクもあります。

3. チャリチャリ株式会社の倒産に関するリスク

本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還は、原則としてリース契約に基づきチャリチャリ株式会社から支払われるリース料を原資として行われることとなります。しかしながら、チャリチャリ株式会社の事業如何によっては、同社が支払不能に陥り、又は同社に対して破産、会社更生、民事再生などの各種法的倒産手続きの申し立てがなされる可能性等があり、これらに該当することとなった場合には、信託受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社とチャリチャリ株式会社とのリース契約に基づき、リース契約は解除されます。その場合において、チャリチャリ株式会社は残存期間のリース料相当額を直ちに支払う義務がありますが、チャリチャリ株式会社の財務状況、あるいは各種法的倒産手続きの制約により当該義務は履行されないリスクがあり、当該リスクにより本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われないリスクがあります。

4. 信託財産に関するリスク

3.においてリース契約が解除された場合、信託受託者としての三菱 UFJ 信託銀行株式会社はチャリチャリ株式会社に対して信託財産である電動アシスト自転車の返還を求め、営業者の指図等に従い、返還された電動アシスト自転車の売却活動を行うことで、その売却代金を本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還に充てることとなります。信託財産である電動アシスト自転車は時の経過と共に減価することが予想されるため、売却費用控除後の売却代金がリース契約解除時点における残存リース料を上回る保証はありません。また、電動アシスト自転車に関する流通市場は整備されておらず、適正な価格で売却できない可能性があり、又は売却自体が不可能若しくは困難となるリスクがあります。これらの事情により、本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われないリスクがあります。

また、各種法的倒産手続きの制約によりリース契約が解除できず、電動アシスト自転車の返還が直ちに行われないリスクがある他、会社更生、民事再生の法的倒産手続きにおいては最終的に電動アシスト自転車の返還が行われず、法的倒産手続きにおいて金銭の交付を受けることで本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還を行うこととなりますが、その場合においても本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われないリスクがあります。

さらに、信託受託者としての三菱 UFJ 信託銀行株式会社がチャリチャリ株式会社に対して信託財産である電動アシスト自転車の返還を求めたにもかかわらず、電動アシスト自転車が善意かつ無過失の第三者により即時取得されるなど、電動アシスト自転車の返還を受け

ることができない可能性があり、また、電動アシスト自転車が遠隔地にある場合など物理的に回収を行うことが困難であったり、コストを要したりする可能性があり、それらの場合においても本匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還が行われないリスクがあります。

5. 優先劣後構造に関するリスク

営業者は、本ファンド出資者との間の本匿名組合契約の他に、三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間でも匿名組合契約を締結しており、本ファンド出資者は優先匿名組合員、三菱 UFJ 信託銀行株式会社は劣後匿名組合員となります。また優先匿名組合員の出資総額は最大 40,000,000 円であり、劣後組合員の出資額は 170,000,000 円（ただし、優先匿名組合員の出資総額が 40,000,000 円に満たない時は、40,000,000 円と実際の出資総額との差額が加算される）であり、優先匿名組合員は劣後匿名組合員より優先して匿名組合契約に基づく分配金額の支払い、又は出資金の返還を受けることができますが、優先匿名組合員に対する分配金額の支払い、又は出資金の返還について劣後匿名組合員が保証するものではありません。

6. 利益相反に関するリスク

三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、本ファンドを用いたチャリチャリ株式会社による一連の資金調達スキームの設計に関与しております。三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、チャリチャリ株式会社との間で資本関係はなく、また、チャリチャリ株式会社が本ファンドを用いて調達した資金により直接に貸付の返済や出資金の償還等を受ける立場にはありませんが、チャリチャリ株式会社が過去に実施した本スキームと同種の資金調達スキームにおいて、匿名組合員として出資を行っており、かかる立場において、本ファンド出資者との間で利害が対立する可能性があります。また、三菱 UFJ 信託銀行株式会社は、本ファンドにおいて、信託受託者として以下の信託報酬を信託財産（リース料）から受領し、また、劣後匿名組合員として営業者から分配金額の支払いを受けることとなり、これらの立場において、本ファンド出資者との間で利害が対立する可能性があります。

信託契約に基づく信託報酬：毎月初における本動産信託受益権の元本金額に 1.0%を乗じた額/年

劣後匿名組合員としての分配：分配金利回りとして約 1.7%/年（投資期間 5 年間における劣後匿名組合員に対する利益分配額の合計（予想）÷投資期間 5 年における劣後出資金の平均残高（予想）÷5。なお、当初の劣後出資金（劣後匿名組合員の出資額）は 170,000,000 円（ただし、優先匿名組合員の出資総額が 40,000,000 円に満たない時は、40,000,000 円と実際の出資総額との差額が加算される）

7. 経営陣の不測の事態に係るリスク

本匿名組合事業について、営業者又はチャリチャリ株式会社の経営陣に不測の事態（病気・

事故・犯罪に巻き込まれる等)が生じることにより、本匿名組合事業の運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。当該リスクに対しまして、本匿名組合契約では各種保険等によるリスク・ヘッジを行いません。

8. 大地震・大津波等の自然災害のリスク

大きな地震や津波、台風等の自然災害等に起因する要因により、事業の継続に悪影響を及ぼすリスクがあります。

9. 風評被害によるリスク

伝染病、放射能汚染等その他の理由により、風評被害を受けるリスクがあります。

10. 許認可等に関するリスク

本匿名組合事業の実施にあたっては、関連する許認可が必要となる可能性があります。営業者又はチャリチャリ株式会社が既に必要な許認可を得ている場合であっても、法令に定める基準に違反した等の理由により、あるいは規制の強化や変更等がなされたことにより、その後かかる許認可が取り消され、事業に重大な支障が生じるリスクがあります。

11. 訴訟等に関するリスク

営業者又はチャリチャリ株式会社の事業活動において、製造物責任、環境保全、労務問題、取引先等との見解の相違等により訴訟を提起される、又は訴訟を提起する場合があります、その動向によっては営業者の事業に悪影響を及ぼすリスクがあります。また、訴訟等が行われることにより、営業者の社会的信用等に悪影響を及ぼすリスクがあります。

12. 本匿名組合契約未成立のリスク

II. 本匿名組合契約の概要記載の不成立となる条件に該当した場合には、本匿名組合契約は遡って未成立とみなします。この場合、既に支払われた出資金は速やかに返還しますが、利益の分配を受けることはできません。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。

13. 兼業に関するリスク

チャリチャリ株式会社の代表者はクララ株式会社・株式会社スポーツ IT ソリューション・クララモビリティ合同会社・バイチャリ株式会社・株式会社東京ユナイテッドバスケットボールクラブ・客来技术咨询(北京)有限公司の代表者として活動に携わっていることから、営業者の代表者がこれらの会社の活動に労力・時間等を割かれる結果、本匿名組合事業の計画遂行に悪影響を及ぼすリスクがあります。

14. 特典の進呈に関するリスク

チャリチャリ株式会社は本匿名組合員に対し、特典の進呈を行うことを予定しておりますが、事情により特典の進呈を行うことができない、又は、変更するリスクがあります。

15. 事実の調査に関するリスク

取扱者が行う事実の調査は、取扱者独自の水準に基づき実施される調査であり、また、入手資料並びに営業者及びチャリチャリ株式会社への質問の回答について、すべて真実であることを前提としておりますが、事実の調査が誤るリスクがあります。また、取扱者の事実の調査に基づくファンド組成の判断は、本匿名組合員への分配金額や出資金の返還を保証するものではなく、営業者及びチャリチャリ株式会社の事業計画や、営業者及びチャリチャリ株式会社が破産等しないことを保証するものではないことにくれぐれもご留意下さい。

VI. 本匿名組合契約に関するその他の事項

1. 取扱者の概要

本匿名組合契約の出資の募集又は私募の取扱い、本匿名組合契約の管理運営、本匿名組合員への IR 業務等を行う取扱者の概要は、次のとおりです（本書作成日の前月末日現在）。

商号	ミュージックセキュリティーズ株式会社
登録	第二種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 1791 号
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
代表者	代表取締役 中園 浩輝
事業内容	第二種金融商品取引業等
資本金	1 億円 2500 万円
設立日	2001 年 11 月 26 日
加入協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2. 取扱者が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

営業者は、取扱者に対し、本匿名組合契約の出資の募集又は私募の取扱い、本匿名組合契約の管理運営、本匿名組合員への IR 業務等を委託しています。取扱者は、本匿名組合契約の出資の募集又は私募の取扱いを、金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 3 項に規定される「電子申込型電子募集取扱業務等」として行います。

3. 本匿名組合契約の募集に関する事項

(1) 募集期間

取扱者は、II. 本匿名組合契約の概要記載の期間において取扱者のウェブサイトを通じて、本匿名組合契約に係る出資の募集を行います。

ただし、募集期間終了前であっても、営業者及び取扱者の判断により本匿名組合契約の募集を終了する場合があるほか、募集期間を延長することがあります。その場合、営業者又は取扱者は、事前にその旨を取扱者のウェブサイト上で公表します。

本匿名組合契約は先着順に成立するため、申込額が出資金募集最大総額に達した場合には、それ以降の申込みは無効とします。この場合、既に支払われた出資金は速やかに返還します。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。

一度成立した本匿名組合契約については、クーリング・オフの場合を除き、契約の取消又は中途での解約ができませんので、十分ご検討の上お申し込みください。

(2) 出資金の支払い及び取引時確認（本人確認）手続きの期限

出資金の支払い並びに取引時確認（本人確認）の期限は、申込後 7 日以内とさせていただきます。7 日以内に支払いが確認できない場合又は取引時確認（本人確認）を完了できない場合には、申込みがキャンセルされたものとみなす場合があります。この場合、既に支払われた出資金は速やかに返還します。その際、当該出資金の返還にかかる振込手数料については申込者にご負担いただきます。

(3) 未成年者の契約について

未成年者が本匿名組合契約を締結しようとする場合には、親権者の書面による同意が必要となります。

4. 取扱者による金銭の管理の方法

・出資金の取扱い：出資金は、取扱者の別途指定する方法により取扱者の普通預金口座で受け取りますが、一定期間毎に取扱者から倒産隔離された信託口座に移動され、分別管理が行われます。その後、信託口座から営業者へ送金されます。

・分配金の取扱い：分配金は、営業者から信託口座へ送金され分別管理が行われます。その後、信託口座から本匿名組合員へ分配金が支払われます。

5. 営業者による分別管理の実施状況及びその確認に関する事項

本書作成日現在においては、営業者が分別管理すべき財産がないことから、営業者による分別管理及び取扱者による当該分別管理の実施状況の確認は行われていません。

6. 本匿名組合契約の経理に関する事項

(1) 貸借対照表及び損益計算書

本書作成日現在、既に作成されている貸借対照表及び損益計算書はありません。

(2) 本匿名組合契約に係る出資持分の総額及び発行済みの出資持分の総数

本書作成日現在該当事項はありません。

(3) 総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額

本書作成日現在該当事項はありません。

(4) 分配の総額

会計期間中に生じる本匿名組合事業の損益額によって定まります。

(5) 持分一単位当たりの総資産額、純損益額及び分配の金額

本書作成日現在該当事項はありません。

(6) 自己資本比率及び自己資本利益率

本書作成日現在該当事項はありません。

7. 認定投資者保護団体並びに苦情処理措置及び紛争解決措置（金融 ADR）

取扱者が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。取扱者は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより苦情の処理及び紛争の解決を図ります。なお、取扱者が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対して苦情の処理及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

別紙

アセットマネジメント契約の概要

添付のとおり

(添付書類) 投資一任契約書 (アセット・マネジメント契約)

2025 年 7 月 25 日

合同会社ムーバルジェミニ

FGI キャピタル・パートナーズ株式会社

ご契約の前にこの書面の内容を十分にお読み下さい。

投資一任契約書

(アセット・マネジメント契約)

2025年7月25日

合同会社ムーバルジェミニ

FGIキャピタル・パートナーズ株式会社

アセット・マネジメント契約書

合同会社ムーバルジェミニ(以下「業務委託者」という。)と FGI キャピタル・パートナーズ株式会社(以下「アセット・マネージャー」という。)は、業務委託者と投資家との間で締結される匿名組合契約(以下、「本匿名組合契約」という。)に基づき出資された金銭その他の資産(当該資産を運用した結果取得した資産を含み、以下「組合財産」(本匿名組合契約第 6 条第 2 項で定義される組合財産をいう。以下同じ)という。)の投資運用等の委託について、次の通り投資一任契約(以下「本契約」という。)を締結する。業務委託者は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含む。以下同じ。)第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含む。以下同じ。)第 53 条第 4 号に掲げる契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出、且つ、アセット・マネージャーに対し同法第 34 条の 3 第 2 項の規定に従った同意をした。また、業務委託者は、アセット・マネージャーから当該申し出に対する同項の規定による承諾を得たことを確認する。

第1条 (契約の目的)

業務委託者は、組合財産を充てて行う事業のうち、(別紙)信託契約の概要に掲げる動産の信託受益権(以下、「本件信託受益権」という。)の取得への投資運用に係る投資一任業務(第 3 条第 1 項に規定するアセット・マネジメント業務をいう。以下同じ。)をアセット・マネージャーに委託し、アセット・マネージャーはこれを受託する。

第2条 (業務委託期間)

- 1 本契約に基づくアセット・マネジメント業務の委託期間は、2025 年 7 月 25 日(以下「業務委託開始日」という。)から、本匿名組合契約の全てが終了した日(以下「業務委託終了日」という。)までとする(業務委託開始日から業務委託終了日までの期間を「業務委託期間」という。)
- 2 前項にかかわらず、業務委託終了日より前に、①第 11 条又は第 25 条第 2 項第(5)号の規定より本契約が解除された場合、②第 12 条の規定により本契約が終了する場合、それぞれの日をもって委託期間が終了するものとする。

第3条 (アセット・マネジメント業務の内容)

- 1 業務委託者は、アセット・マネージャーに対し、以下の各号に記載する事項その他匿名組合契約に基づき出資された財産(以下「本件運用財産」という。)の運用に関して、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断及び当該投資判断に基づき業務委託者が投資を実行するのに必要な権限の全部を委託し、アセット・マネージャーはこれを受託する(以下、個別に又は総称して「アセット・マネジメント業務」という。)。業務委託者及びアセット・マネージャーは、本契約が金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する「投資一任契約」であることを確認する。但し、金融商品取引法第 35 条第 4 項に基づき内閣総理大臣の承認を要する業務は含まれず、業務委託者はアセット・マネージャーに対してかかる業務を委託するものではないことを確認する。
 - (1) 本件信託受益権の取得に関する投資判断及び取得を行うのに必要な権限の行使
 - (2) 本件信託受益権の保有者としての権利行使
 - (3) 本件信託受益権の売却等の処分に関する投資判断及び処分を行うのに必要な権限の行使
 - (4) 前各号に付随して必要となる指図等を行う業務
 - (5) その他業務委託者が随時委任する上記各号に関連し又は付随する業務

- 2 アセット・マネージャーは、本契約に基づいて行うアセット・マネジメント業務の遂行にあたり、業務委託者の承諾を得て、自己の責任により、弁護士、公認会計士、税理士、金融商品取引業者、証券会社等(以下、これらの者を総称して「補助者」という。)に助言を求め、又は、補助者に本契約に基づきアセット・マネージャーが遂行するアセット・マネジメント業務の履行を補助せしめ、若しくは、適用法令(金融商品取引法第 42 条の 3 を含むが、これに限られない。)に抵触しない範囲内で補助者を自己の履行補助者(但し、業務委託者を代理する権限を付与することはできない。)として用いることができる。この場合、業務委託者は、合理的な範囲の費用を負担する(但し、業務委託者が書面により事前に承諾したものに限る。)。なお、この場合には、アセット・マネージャーは、補助者をして守秘義務をはじめ本契約に基づきアセット・マネージャーが業務委託者に対して負う義務と同等の義務を負担させ、これを遵守させるものとする。
- 3 業務委託者は、金融商品取引法第 42 条の 4 に規定する方法に準ずる方法により、本件運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理する。
- 4 アセット・マネージャーは、業務委託者による前項に基づく管理を監督しなければならない。業務委託者は、アセット・マネージャーがかかる監督を行うため資料の提出、監査その他の行為を求めた場合はこれに応じなければならない。アセット・マネージャーは、本件運用財産のうち有価証券に係る権利を運用有価証券等(金融商品取引業等に関する内閣府令第 132 条第 2 項第 1 号に規定する運用有価証券等をいう。)として明確に管理するものとする。
- 5 アセット・マネージャーは、アセット・マネジメント業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、アセット・マネージャーは、業務委託者の同意を得ることなく、アセット・マネジメント業務の一部を第三者に再委託してはならない。また、かかる再委託の場合であっても、受託者は、再委託先たる第三者の行為について、全ての責任を負う。

第4条 (アセット・マネジメント業務の受託条件)

アセット・マネージャーは、業務委託者が第 17 条においてなした表明及び保証が重要な点においていずれも真実かつ正確であること、及び第 18 条における業務委託者の履行を条件として本契約に基づくアセット・マネジメント業務を受託するものであり、本契約締結後かかる条件が充足されないことが判明した場合には、以降、アセット・マネジメント業務を行う義務を負わず、かかる事実が判明して以降アセット・マネジメント業務を行わなかったことについて、いかなる責任も負わないものとする。上記条件の不充足に起因して、アセット・マネージャーが何らかの損害、費用(かかる事実が判明するまでの間にアセット・マネジメント業務に関してなされたアセット・マネージャーの行為に要した費用を含む。)を負担したときには、業務委託者は、アセット・マネージャーに対してその損害、費用の一切を、相当因果関係の認められる範囲内で直ちに補償するものとする。

第5条 (費用負担)

- 1 業務委託者は、アセット・マネージャーに対し、本契約締結に係る費用及びアセット・マネジメント業務の遂行のために必要となる合理的な費用(弁護士報酬、資料送付に係る費用を含むがこれらに限られない。))を、予めアセット・マネージャーから業務委託者への書面による承諾の依頼及び業務委託者の承諾を条件として、アセット・マネージャーからの請求に基づき支払うものとする。
- 2 アセット・マネージャーが本契約に基づき、アセット・マネジメント業務の遂行に関連して業務委託者に代わって支払った合理的な費用、立替金、前払金等は、予めアセット・マネージャーから業務委託者への書面による承諾の依頼及び業務委託者の承諾の取得を条件として、アセット・マネージャーからの請求に基づき業務委託者より払い戻され

るものとする。但し、かかる払い戻しは、アセット・マネージャーの請求書を業務委託者が受領してから 30 日以内に行われるものとする。なお、本項により、アセット・マネージャーはその業務の遂行に関連する費用等の立替義務を負うものではない。

- 3 前二項に係らず、本契約締結及びアセット・マネジメント業務に係る、書類等の送付代、立替印紙代については、業務委託者からの書面による承諾は不要とする。

第6条 (報 酬)

- 1 業務委託者は本契約に定めるアセット・マネジメント業務の対価として、アセット・マネージャーに対し、下記の報酬(以下「委託報酬」という。)を下記に定める方法により支払うものとする。

記

業務委託期間における委託報酬

委託報酬の計算期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日とする。委託報酬の額として、計算期間の各月末日を報酬基準日とし、当該日の属する月の月初における出資金の額を報酬基準日の出資金の額として、当月の実日数に応じて、下記に定める方法により算出した額(消費税及び地方消費税別)を月額とし計算期間終了日を属する月の翌月末までに支払う。なお、第一計算期間は、本匿名組合契約に定める計算期間開始日から 2026 年 9 月 25 日までとし、日割り計算した金額を、2026 年 10 月末日までに支払うものとし、第二計算期間は、2026 年 9 月 26 日から 2026 年 12 月 31 日までとし、日割り計算した金額を、2027 年 1 月末日までに支払うものとする。本契約が終了するときの計算期間は直前の対象期間の末日の翌日から業務委託終了日までとし、日割り計算した金額を契約終了日に属する月の翌月末までに支払うものとする。

記

	報酬基準日の出資金の額	報酬額(税抜)、又は報酬率(税抜)
委託報酬	～1 億円	50 万円(年額)
	1 億円～10 億円	50 万円+報酬基準日の出資金の額から 1 億円を上まわる金額*0.50%(年率)
	10 億円～50 億円	500 万円+報酬基準日の出資金の額から 10 億円を上まわる金額*0.40%(年率)
	50 億円～100 億円	2,100 万円+報酬基準日の出資金の額から 50 億円を上まわる金額*0.30%(年率)
	100 億円～	3,600 万円+報酬基準日の出資金の額から 100 億円上まわる金額*0.20%(年率)

- 2 業務委託者は、委託報酬について、次の口座に振込送金することにより支払うものとする。報酬の支払いにかかる振込手数料は委託者の負担とする。

＜振込口座＞ みずほ銀行 神谷町支店

種目：普通預金

口座名義人：FGI キャピタル・パートナーズ株式会社

口座番号：1308364

- 3 委託報酬に係る消費税及び地方消費税は、業務委託者が、委託報酬と同時に前項に

定める方法によりアセット・マネージャーに支払うものとする。

第7条 (善管注意、忠実義務等)

- 1 アセット・マネージャーは、本契約の趣旨並びに適用される法令諸規則及び投資運用業の本旨に従い、本契約に定めるアセット・マネジメント業務を、業務委託者及び匿名組合契約の各匿名組合員(以下、総称して「対象権利者」という。)のため善良なる管理者の注意をもって忠実に遂行するものとする。なお、アセット・マネージャーは、匿名組合契約の内容を了解しており、当該契約の範囲内で、アセット・マネジメント業務を遂行するものである。但し、天災地変その他の不可抗力により生じた対象権利者の損害については、アセット・マネージャーはその責めを負わない。
- 2 アセット・マネージャーは、匿名組合契約の成立前に、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号。その後の改正を含む。以下同じ。)第16条第1項第10号ホに係る届出をし、かつ、投資家との匿名組合契約の成立後において必要が生じた場合、同号へに定める届出を行うものとする。

第8条 (損失の負担、特別の利益の提供の禁止)

アセット・マネージャーは、前条に従い善良なる管理者の注意をもって忠実にアセット・マネジメント業務を行った結果生じた損失の負担又は本契約の遂行に関し業務委託者に対する特別の利益の提供は行わないものとし、また業務委託者は金融商品取引法第38条の2第2号、第39条、及び第42条の2第6号に反する損害補償をアセット・マネージャーに求めないものとする。

第9条 (利益相反)

- 1 業務委託者は、アセット・マネージャーが、本契約に基づくもの以外の有価証券ならびに信託受益権に関する投資運用業、投資助言・代理業等の業務に現に従事し、かつ、将来従事する予定であることを認識している。
- 2 アセット・マネージャーは、本契約に基づくアセット・マネジメント業務の受任にもかかわらず、法令、監督指針及びアセット・マネージャーの社内規則に従い、第7条の注意義務を履践し、誠実かつ公平に業務を行うことを条件として、他の有価証券ならびに信託受益権に関する投資運用業、投資助言・代理業等の業務に従事することができるものとする。
- 3 アセット・マネージャーは、金融商品取引業等に関する内閣府令第128条第1号若しくは第3号又は第129条第1項第1号若しくは第6号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第10号ハ(1)若しくは(2)に該当するものを除き、自己若しくはその取締役又はその運用を行う他の運用財産(金融商品取引法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。)との間における取引を行うことを内容とした運用を行うことができない。

第10条 (損害賠償義務)

本契約の他の条項で定めるほか、本契約及び本契約に基づく投資判断により取得した信託受益権に関し、アセット・マネージャー、その代理人、使用人又は再委託先(但し、業務委託者及びその関係者を除く。)の行為により業務委託者に損害又は費用(第三者の請求の結果生じたものを含む。)が生じた場合には、アセット・マネージャーは、かかる損害及び費用を、相当因果関係の範囲内で賠償するものとする。但し、アセット・マネージャーに故意・過失がない場合はこの限りでない。

第11条 （契約の解除）

- 1 以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、業務委託者は、アセット・マネージャーに対する書面による通知をもって、本契約を解除することができる。
 - (1) アセット・マネージャーが本契約に定める業務委託者に対する義務につき、不履行に陥り、当該不履行が合理的期間内に治癒することのできない場合
 - (2) アセット・マネージャーの支払停止、アセット・マネージャーに対する若しくはアセット・マネージャー自身による破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停手続開始、民事再生手続開始その他適用のある倒産手続開始若しくは今後新たに立法される倒産手続開始の申立て、又は、手形交換所による取引停止処分があった場合
 - (3) アセット・マネージャーについて、解散決議又は解散命令があった場合
 - (4) アセット・マネージャーについて、その信用を著しく失墜する事実が生じた場合
 - (5) アセット・マネージャーの表明保証違反の事実が判明した場合（但し、当該違反が是正可能なものである場合に、業務委託者の是正を求める書面による通知が到達した日からその後 30 日以内にこれを是正した場合を除く）
 - (6) アセット・マネージャーが、アセット・マネジメント業務の遂行に必要な行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為につき懈怠し、又は喪失した場合。
- 2 業務委託者は、理由の如何にかかわらず、アセット・マネージャーに対する解約日の 30 日前までの書面による通知をもって、本契約を解除することができる。
- 3 以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、アセット・マネージャーは、業務委託者に対する書面による通知をもって、本契約を解除することができる。
 - (1) 業務委託者が本契約に定めるアセット・マネージャーに対する義務につき、不履行に陥り、その是正を求めるアセット・マネージャーの書面による催告を受領するも、その後 30 日以内に当該不履行を治癒しなかった場合
 - (2) 業務委託者の表明保証違反の事実が判明した場合（但し、当該違反が是正可能なものである場合に、アセット・マネージャーの是正を求める書面による通知が到達した日からその後 30 日以内にこれを是正した場合を除く）
 - (3) 業務委託者の支払停止、業務委託者に対する若しくは業務委託者自身による破産手続開始、特定調停手続開始、民事再生手続開始その他適用のある倒産手続開始若しくは今後新たに立法される倒産手続開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分があった場合
 - (4) 業務委託者について、解散決議若しくは解散命令があった場合
- 4 業務委託者又はアセット・マネージャーは、相手方当事者の責めに帰すべき事由により本契約を解除した場合には、相手方に対し、これによって蒙った損害の賠償を、相当因果関係の認められる範囲内で請求することができる。

第12条 （不可抗力による契約の終了等）

天災地変、その他業務委託者及びアセット・マネージャーの責に帰することができない事由により、本契約の目的を達することが不可能になった場合には、本契約は直ちに終了するものとする。

第13条 （重要事項の変更）

業務委託者又はアセット・マネージャーに、住所、商号、代表者その他商業登記事項又は金融商品取引法その他の適用法令上の登録、許認可等に重要な変更があった場合には、変更した当事者は、遅滞なく他方当事者に対し書面をもってこれを通知するものとする。

第14条 (守秘義務)

- 1 本契約の各当事者は、他方当事者の書面による事前の同意なくして、本契約の条項、本契約に基づく取引の内容、並びに本契約に基づき、又はこれに関連して他方当事者から受領した機密情報一切につき、これを第三者(弁護士、公認会計士、税理士など法律上の守秘義務を負う専門家であり、かつ、委任関係があるものを除く。)に対し、開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約上の目的以外の目的のために使用してはならない。但し、適用のある法令、規則若しくは通達、行政庁の指導、裁判所の判決、決定若しくは命令による開示を要求される場合、業務委託者のアセット・マネージャー以外の業務受託者、業務委託者の資金調達先(その候補者を含む。)に必要な開示を行う場合はこの限りではない。
- 2 前項の機密情報には、受領時に既に公知となっている情報、受領後に受領した当事者の責めによらずに公知となった情報、受領時までに受領した当事者が既に保有していた情報、及び受領した当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報は含まれない。

第15条 (契約変更)

本契約の規定は、業務委託者及びアセット・マネージャーの書面による合意による場合に限り、変更又は修正することができる。

第16条 (債権、債務及び地位移転の禁止)

業務委託者及びアセット・マネージャーは、他方当事者の承諾なく、本契約上の地位並びに本契約に基づく債権及び債務を第三者に譲渡又は担保提供することはできない。

第17条 (業務委託者の表明及び保証)

業務委託者は、本契約締結日において、以下の各号の事実を表明し、保証する。業務委託者は、以下の各号に真実に反し、又は不正確な事項が含まれることが判明した場合には、直ちに、アセット・マネージャーに書面にて通知するものとし、かかる表明保証違反又は通知義務の違反に基づきアセット・マネージャーが蒙った損害の一切を補償する。

- (1) 業務委託者は、会社法に基づき適式に設立され有効に存続している法人である。
- (2) 業務委託者による本契約の締結及び履行は、業務委託者の会社の目的の範囲内の行為であり、業務委託者は、本契約の締結及び履行につき会社法その他の法令上及び業務委託者の内部規則上必要とされる一切の手続を経ている。
- (3) 業務委託者による本契約の締結及び履行は、(i) 業務委託者又はその財産を拘束する法令、規則、通達、命令、判決、決定又は令状等に反するものではなく、(ii) 業務委託者の定款その他の内部規則に反するものではなく、また、(iii) 業務委託者が当事者となっている契約又は業務委託者若しくはその財産が拘束される第三者との契約に反するものではなく、かつ、それにより業務委託者の財産若しくは事業の上に抵当権、質権、先取特権その他の負担を成立させ、又はそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでもない。
- (4) 本契約は、その締結により、適法で有効かつ拘束力を有する業務委託者の義務を構成し、破産法、その他債権者の権利に一般に影響を与える適用法令に基づく制限に服する他、その条項に従い執行可能なものである。
- (5) 業務委託者は、業務委託者による本契約の締結及び履行につき行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が必要とされる場合には、全てこれを取得し又は履践している。
- (6) 本契約に基づく業務委託者の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、

- 仲裁、調停及び行政上の手続に係属していないこと及びそのおそれもないこと。
- (7) 業務委託者がアセット・マネージャーに対して提供した、アセット・マネージャーが本契約の締結及び本契約に基づくアセット・マネジメント業務を実施するにあたり合理的に必要と認められる情報は、重要な点において真実かつ正確なものである。

第18条 (業務委託者による書類等の交付)

業務委託者は、アセット・マネージャーがアセット・マネジメント業務を行うについて必要であるとして業務委託者に対して合理的に要求する信託受益権に関する書類及び情報(但し、業務委託者が保有し、又は、合理的範囲の費用で本件委託期間内に取得し得るものに限る。)を、適時に提供するものとする。

第19条 (アセット・マネージャーの表明及び保証)

アセット・マネージャーは、本契約締結日及び本契約に基づく投資判断により信託受益権を取得する日において、以下の各号の事実を表明し、保証する。アセット・マネージャーは、以下の各号に真実に反し、又は不正確な事項が含まれることが判明した場合には、直ちに、業務委託者に書面にて通知するものとし、かかる表明保証違反又は通知義務の違反に基づき業務委託者が蒙った損害の一切を補償する。

- (1) アセット・マネージャーは、会社法に基づき適式に設立され、有効に存続している法人であり、かつ、自己の財産を保有し、日本国において現在従事している事業を行う権限及び権能を有している。
- (2) アセット・マネージャーによる本契約の締結及び履行は、アセット・マネージャーの会社の目的の範囲内の行為であり、アセット・マネージャーは、本契約の締結及び履行につき法令上及びアセット・マネージャーの内部規則上必要とされる一切の手続を経ている。
- (3) アセット・マネージャーによる本契約の締結及び履行は、(i) アセット・マネージャー又はその財産を拘束する法令、規則、通達、命令、判決、決定又は令状等に反するものではなく、(ii) アセット・マネージャーの設立関係書類その他の内部規則に反するものではなく、また、(iii) アセット・マネージャーが当事者となっている契約又はアセット・マネージャー若しくはその財産が拘束される第三者との契約に反するものではなく、かつ、それによりアセット・マネージャーの財産若しくは事業の上に抵当権、質権、先取特権その他の負担を成立させ、又はそのような権利を設定する義務を生ぜしめるものでもない。
- (4) 本契約は、その締結により、適法で有効かつ拘束力を有するアセット・マネージャーの義務を構成し、破産法、その他債権者の権利に一般に影響を与える適用法令に基づく制限に服する他、その条項に従い執行可能なものである。
- (5) アセット・マネージャーは、アセット・マネージャーによる本契約の締結及び履行につき行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為が必要とされる場合には、全てこれを取得し又は履践している。アセット・マネージャーは、監督官庁からその業務の遂行につき支障がある旨の通知・指摘等を受けていない。
- (6) 本契約に基づくアセット・マネージャーの義務の履行に重大な悪影響を及ぼすような訴訟、仲裁、調停及び行政上の手続に係属していないこと及びそのおそれもない。
- (7) アセット・マネージャーは債務超過又は支払不能の状態になく、アセット・マネージャーには破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停手続開始、民事再生手続開始の申立その他アセット・マネージャーに適用ある倒産手続開始の申立の理由となる事実はない。

第20条 （通知）

本契約に基づくすべての通知その他の連絡は、すべて書面（電子メールを含む。）によるものとし、他の当事者の下記の宛先（本契約の当事者がその宛先を変更し、その旨を本条に従って他の当事者に通知した場合には、当該変更後の宛先）に、持参するか、又は内容証明郵便、書留郵便（いわゆる宅配便、バイク便等の配達されたことの記録が残る方法を含む。）、若しくは電子メールにて送付する。

業務委託者：

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目1番7-1209号

株式会社赤坂国際会計内

合同会社ムーバルジェミニ

電子メールアドレス:houjikai_post@tr.mufig.jp

アセット・マネージャー：

〒141-0021

東京都品川区上大崎三丁目1番1号目黒セントラルスクエア15階

FGIキャピタル・パートナーズ株式会社

電子メールアドレス: fgicp_g@fgi.co.jp

第21条 （留置権の放棄）

アセット・マネージャーは、業務委託者の運用財産及び業務委託者が取得する信託受益権について、予め民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。以下同じ。）第295条に基づく留置権、民法第311条に基づく動産の先取特権、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含む。）第521条に基づく留置権、及び民法第533条に基づく同時履行の抗弁権を放棄する。

第22条 （責任財産の限定）

- 1 本契約に基づく業務委託者のアセット・マネージャーに対する債務の支払は、業務委託者が現在又は将来において所有しその他業務委託者が法令上又は契約上適式の権限を有する権利、請求権、資産その他の一切の財産（以下、総称して「責任財産」という。）のみを引当として行われ、その支払の引当は、業務委託者の有する他の資産には及ばない。責任財産から充当した後に、なおアセット・マネージャーの業務委託者に対する債権が残存する場合には、アセット・マネージャーは当然にその残存する債権を放棄したものとみなす。
- 2 本条の規定は、本契約終了後も引続き効力を有するものとする。

第23条 （管轄裁判所）

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条 （規定外事項）

本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義を生じたときは、信義に則り、誠意を

もって当事者間で協議し、その解決にあたるものとする。

第25条 （反社会的勢力の排除）

1 本契約において、「反社会的勢力」とは以下の者を指す。

- ① 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含む。以下同じ。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下同じ。）を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- ⑧ 特殊知能暴力集団等（上記①乃至⑦に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- ⑨ その他上記①乃至⑧に準ずる者（以下、①乃至⑨に掲げる者を「暴力団員等」という。）
- ⑩ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑪ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑫ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑬ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑭ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者（法人の場合には役員等その経営に実質的に関与している個人が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）

2 業務委託者及びアセット・マネージャーは、現在及び将来において、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) アセット・マネジメント業務が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。

- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④までに準ずる行為
- (5) 業務委託者又はアセット・マネージャーの一方について、本項第 1 号から前号までの確約のいずれかに違反した事実が判明した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- 3 (1) 本条第 2 項第 5 号の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除によって生じた損害を賠償するものとする。
- (2) 本条第 2 項第 5 号の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことができない。

[以下本項余白]

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、業務委託者及びアセット・マネージャーが記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有する。

2025 年 7 月 25 日

業務委託者：

東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7 - 1 2 0 9 号
株式会社赤坂国際会計内
合同会社ムーバルジェミニ
代表社員 一般社団法人ムーバルジェミニ
職務執行者 池田 勉

アセット・マネージャー：

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
目黒セントラルスクエア 15 階
FGI キャピタル・パートナーズ株式会社
代表取締役 高須 哲弥
関東財務局長(金商)第 2175 号

信託契約の概要

1. 委託者兼当初受益者としてのチャリチャリ株式会社と信託受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社との間で2025年7月3日付締結の電動アシスト自転車信託契約書（信託契約番号No.250020）（その後の変更を含む）